

注1 施行規則第51条の15第1項第1号に掲げる無線局に係る申請をする場合は、同条に規定する所轄総合通信局長に宛てること。

2 収入印紙については、次によること。

(1) 複数の無線局を申請する場合は、3①の欄の記載事項に対応した手数料の内訳を3⑥の欄に記載すること。

(記載例) 10W 1局×6,700円
 1W 1局×3,550円
 合 計 10,250円

(2) 第8条の2の規定により合算した額に相当する収入印紙を貼付する場合は、申請書の余白に当該合算した額の内訳を記載すること。

(3) 収入印紙貼付欄に全部を貼付できない場合は、その欄に別紙に貼付する旨を記載し、日本産業規格A列4番の用紙に貼付すること。

(4) 収入印紙を必要額を超えて貼付している場合は、申請書の余白に「過納承諾氏名」のように記入すること。

3 該当する口にレ印を付けること。

4 各欄の記載は次の表のとおりとし、記載を要しない記載事項及び記載欄は必要に応じて削除することができる。

区 別	記載する欄	備 考
1 免許の申請の場合	1 2 3(① ② ⑤ ⑥) 4 5	
2 再免許の申請の場合	1 2 3 4(注) 5	(注) ②にあつては、電波利用料納入告知書送付先に変更がある場合に限る。

5 1の欄は、次によること。

(1) 住所の欄は、日本産業規格JIS X0401及びX0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード(以下この別表において「都道府県コード」という。)、郵便番号並びに住所(申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地)を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

(2) 申請者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。

(3) 法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、申請者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

(4) 代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、

委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

- (5) 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

- 6 2の欄は、法第5条に規定する欠格事由について、該当する□にレ印を付けること。ただし、開設しようとする無線局の種別が法第5条第2項各号のいずれかに該当する場合には、外国性の有無の欄の記載は要しない。一部の基幹放送をする無線局の欠格事由の欄は、受信障害対策中継放送、衛星基幹放送又は移動受信地上基幹放送以外の基幹放送を行う基幹放送局の申請に限って記載することとし、この場合において、当該基幹放送局は外国性の有無及び相対的欠格事由の欄の記載は要しない。なお、申請者が個人の場合は、国籍等の欄及び処分歴等の欄に限って記載すること。

- 7 3の欄は、次によること。

- (1) ①の欄は、第2条第1項に掲げる無線局の種別を記載し、第15条の2の2第1項又は第2項の規定により一括して申請する場合は、無線局の種別ごとの局数を併せて記載すること。この場合において、基幹放送局にあつては、第2条第5項第4号に掲げる基幹放送の種類による区分を付記すること。

- (2) ②の欄は、現に免許を受けている無線局に指定されている識別信号を、①の欄の記載事項に対応して記載すること。免許の申請（アマチュア局を除く。）の場合において、希望する識別信号があるときは、その旨を記載すること。

- (3) ③の欄及び④の欄は、現に免許を受けている無線局について、①の欄の記載事項に対応して記載すること。

- (4) ⑤の欄は、施行規則第9条の規定による免許の有効期間を希望する場合に限り、その期間を記載すること。

- (5) ⑥の欄は、次によること。

ア 2の欄が「有」に該当する場合は、その内容について記載すること。

イ 認定開設者が認定計画に従って開設する特定基地局の申請をする場合は、認定計画の認定の番号及び認定の年月日を記載すること。

ウ 固定局の免許の申請を行う場合であつて、法第102条の2第1項に規定する伝搬障害防止区域の指定を希望する場合は、その旨を記載すること。

エ その他必要な事項がある場合は、その内容について記載すること。

- 8 法第103条の2第14項本文に該当する場合は、記載を要しない。

- 9 施行規則第51条の10の6第3項の規定による電波利用料の前納に係る記載は、次によること。

- (1) 電波利用料の前納の申出の有無について、該当する□にレ印を付けること。なお、前納の申出をした場合、口座振替により納付することはできない。

- (2) 電波利用料の前納に係る期間については、前納を希望する場合に限り記載する

こととし、該当する□にレ印を付けること。その他に該当する場合は、無線局の免許の有効期間のうち、1年を単位とする期間を記載すること。ただし、法第13条第2項に規定する義務船舶局又は義務航空機局の無線局の免許を受けようとする者は、その他の□にレ印を付け、1年を単位とする期間を記載すること。

10 電波利用料納入告知書について、1の欄と異なる住所にある申請者と同一法人の部署に送付を希望する場合に限り、注5に準じて記載すること。

11 申請に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務に関する料金の支払のために使用することができる証票（以下「郵便切手等」という。）を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。

12 申請書の用紙は、日本産業規格A列4番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。